

子育て支援事業

●保護者助成金

平成18年10月～平成19年3月に認可外保育施設にお子さんを預けている保護者の方に助成金を支給します。

申請期間 3月20日(火)～28日(水)

対象 東京都認証保育所の認定を受け、東京都から補助金を受けている市内外の認証保育所や、区市町村と委託契約を結んで東京都から補助金を受けている市内外の認可外保育室や家庭福祉員に入所し、月極め契約で毎月15日以上保育されているお子さんの保護者(市内在住者に限る)

助成金額 子ども1人につき月額5千700円

申請方法 助成金の受給申請書に、認証保育所・認可外保育室等の証明を受け、必要事項を記入し、保育課(田無庁舎1階)へ提出してください。

なお、申請書は、保育課・市内各認証保育所・認可外保育室等にあります。

保育課(☎☎内線1532)

●公立保育園の子育てに関する事業

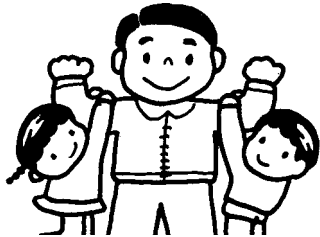
公立保育園では、次のような子育て支援事業を行っています。お問い合わせは保育課または各保育園(右表)へ。

子育て相談 お子さんについての悩みや心配事(育児、食事等)についての相談を受け付けています。どうぞ、お気軽にお電話ください。

とき 月曜日～金曜日午前9時30分～午後4時30分

園庭開放 親子いっしょに保育園で遊びませんか。開放時間等詳細は各保育園に確認のうえ来園してください。

保育課(☎☎内線1531)



公立保育園一覧

保育園名	住 所	電 話
田無	西原町4-5-77(仮園舎)	461-4478
田無乳児	谷戸町1-23-20	421-6729
はこべら	富士町1-7-2	463-3225
向台	南町3-23-1	461-9967
西原	芝久保町5-4-2	461-9100
こまどり	下保谷2-4-2	422-9323
みどり	緑町2-15-12	462-6261
芝久保	芝久保町1-14-32	463-7974
すみよし	住吉町3-14-14	421-8146
なかまち	中町4-4-16	422-4882
ひがし	東町2-4-13	421-9965
しもほうや	下保谷3-8-15	421-6464
やぎさわ	柳沢5-8-2	465-0324
けやき	西原町4-5-96	464-3822
ほうやちよう	保谷町3-13-1	465-1340
ひばりが丘	ひばりが丘2-3-5	424-6229
ひがしふしみ	東伏見2-11-11	461-9964

市民意見提出手続(パブリックコメント)

『西東京市人にやさしいまちづくり条例(素案)』の公表と意見募集をします

都市計画課(☎☎内線2421)

このたび、条例の素案がまとまりましたので公開し、市民の皆さんの意見を募集します。4月6日(金)、4月9日(月)には、市民説明会を開催します。(詳細は、次号市報・市ホムペ・ジに掲載)

対象 市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等がある個人・法人・団体

提出方法・提出先 次のいずれかの方法で、住所・氏名・案件名(人にやさしいまちづくり条例)を必ず明記して、提出してください。

直接または郵送 〒202-8555市役所都市整備部都市計画課へ

ファクス(☎438-2022)

電子メール(市ホームページから)

住所・氏名は公表しませんが、匿名では受け付けできません。提出された意見に個別の回答はできません。

提出期間 3月20日(火)～4月19日(木)(必着)

素案の閲覧 3月20日(火)より両庁舎の情報公開コーナー、市ホームページで。

西東京市国民保護計画(素案)への意見に対する検討結果をお知らせします

防災課(☎☎内線2232)

12月15日から1月14日に実施したパブリックコメント(市民意見提出手続き制度)の検討結果をお知らせします。期間中に3人の方から8件の意見・要望をいただきました。

下表は、市民の皆さんからお寄せいただいた意見等を要約したうえ、原案の項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめたものです。

意見等については、西東京市国民保護協議会に諮り、審議をしていただきました。審議結果は、市ホームページに掲載しています。

項目お寄せいただいた意見概要と市の検討結果

1	【意見概要】 なぜこの時期なのか(件数：1件) 【市の検討結果】 平成18年3月に東京都が国民保護計画を作成しました。市では、これに基づき、平成18年度中に計画を作成するために努力をしていますが、昨年9月に計画に先立つ西東京市国民保護協議会条例を制定し施行したため、この時期となりました。
2	【意見概要】 いつ素案が作成されたのか(件数：1件) 【市の検討結果】 平成18年3月に、東京都が「東京都区市町村国民保護モデル計画」を作成しました。市では、この計画を基本とし、市の特性等を加味しながら準備を進め、昨年9月の条例制定を受けて同年12月に作成しました。
3	【意見概要】 今年度中の作成スケジュールに無理があり、審議時間が足りないのではないかと。意見募集も十分な時間をとり、市民説明会を開催すべきだ。(件数：1件) 【市の検討結果】 審議時間については、他市等と同様に3回の協議会で集中した密度の濃い審議を実施しました。また、意見募集につきましては、西東京市市民参加条例に基づき、募集期間を定めるとともに、西東京市国民保護協議会を公開し、傍聴機会を設けました。市民説明会開催につきましては、ご意見として伺いました。
4	【意見概要】 国民保護協議会メンバーおよび人選経緯、協議会の開催状況、審議内容の公表を。(件数：1件) 【市の検討結果】 国民保護協議会委員については、市議会において審議を実施したほか、国民保護法第40条に基づき委嘱しました。協議会の開催状況、審議内容については、開催の都度、市ホムペ・ジで日時・場所・議題等を公表しており、審議内容等の詳細および協議会委員についても同様です。

5	【意見概要】 想定されている武力攻撃等(いつ、どのように、どこから、どの位の規模)はどういうものか。市民の不安をあおることとなり納得し難い。個人情報の収集、実態把握の名の下に住民監視のシステム作りを市が積極的に行うこととなる。(件数：1件) 【市の検討結果】 想定する事態等については、「国の基本指針」、「東京都国民保護計画」に準じて、西東京市国民保護計画(素案)に、武力攻撃事態4類型、大規模テロ等(緊急対処事態)4類型について記載しています。なお、時期・規模等についての想定は困難ですが、危険側に立った視点で、国・都・関係機関等と連携を密にし、情報収集体制の強化と情報の共有を図ることで、判断していきたいと考えています。また、個人情報の収集等については、国民保護法第5条に基づき、基本的人権を尊重するとともに、法令を遵守して適切に対処していきます。
6	【意見概要】 シミュレーション訓練の実施のための予算規模を明らかにし、市議会で審議するとともに、市民に情報公開すべきである。(件数：1件) 【市の検討結果】 市の予算については、すべて市議会で審議し、議会の承認なくしては執行できません。平成19年度予算は、3月の第1回定例会において審議していただくとともに、市民の皆さんも傍聴可能であり、結果はすべて公表することとなっています。
7	【意見概要】 西東京市国民保護計画は、市民を戦争協力に向わせ、市として不必要な業務計画を策定するものであるため、計画策定そのものに反対します。国際紛争を起こさないように平和外交を国の基本とする限り、武力攻撃事態を招くことは起こりえません。自治体は、住民を守れないような事態を招くこと、国に物申すことこそが、真に「住民の生命、身体、財産を保護する責務」を果たすことになるのです。(件数：1件) 【市の検討結果】 ご指摘のとおり、事態が起こらないことが市民を守る最大の備えですが、残念ながら100%起こらないという保障が現在はありません。市としては、その可能性が払拭できなければ、市民の安全(生命、身体、財産等)を守るために、起こってはならない事態に備えて計画は必要であると考えております。市民が安心して暮らせるまちづくりを実現するためにも、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。
8	【意見概要】 法律を発動しなくてよい国際関係、国内の治安維持を構築すること、これが上策であり、他に次善の策は考えられない。(件数：1件) 【市の検討結果】 上記の回答内容と同様であり、市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いいたします。

田無庁舎駐車場がたいへん混雑しています。車での来庁はなるべく避けていただくようお願いします。 管財課(☎☎内線1211)